

# 八潮市建築物耐震改修促進計画 および補助金などの支援制度

市では、建築物の耐震化に取り組んでいくため、旧耐震基準建築物の耐震化の促進に向けた取り組みなどを定めた、新たな八潮市建築物耐震改修促進計画（令和3～7年度）を策定しました。

☎開発建築課 ☎468、(生垣設置奨励金) 公園みどり課 ☎320

## 八潮市建築物耐震改修促進計画

### 【本計画の主な内容】

- 1 埼玉県、八潮市の被害想定および他計画との関連性
- 2 建築物の耐震化の現状と今後の目標  
本計画における耐震化の現状と今後の目標については、下表のとおりです。

耐震化の目標 (単位：パーセント)

対象建築物※1	現状		目標	
	令和2年度	令和7年度	令和2年度	令和7年度
住宅	83		95	
多数の者が利用する建築物	市有	94	100	
	民間	93	おおむね解消※2	

※1 対象は旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の建築物  
 ※2 国の基本方針で95パーセント以上から100パーセントの間

- 3 建築物の耐震化の促進に関する施策
- 4 支援体制 など

### 【補助金・奨励金】

#### ①木造住宅耐震診断・耐震改修補助金

##### 〈対象となる建物〉

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅または、併用住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅のもの）

##### 〈補助金額〉

■耐震診断……耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額（上限5万円）

■耐震改修……(1)耐震改修工事に要した費用の23パーセントに相当する額（上限25万円）  
 (2)補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修工事に要した費用が30万円を超える場合には、(1)の補助金に15万円を加算

#### ②危険ブロック塀等撤去改修補助金

##### 〈対象となる危険ブロック塀等〉

公道に面した高さが1.2メートルを超えるコンクリートブロック造または組積造の塀で地震により倒壊するおそれがあると認められ

るもの

##### 〈補助金額〉

■撤去工事……撤去工事費用の2分の1または1万円/メートルのいずれか少ない額（上限10万円）

■改修工事……改修工事費用の2分の1または2万円/メートルのいずれか少ない額（上限20万円）

#### ③生垣設置奨励金

##### 〈対象となる生垣および奨励額〉

道路（幅員4メートル以上、私道を含む）に面した敷地に、生垣（高さ0.9メートル以上、延長3メートル以上など）を設置する場合、1メートルあたり2,000円（上限3万円）を補助

詳しくは、パンフレット（開発建築課、公園みどり課で入手）または市ホームページをご覧ください。

※補助金、奨励金を申請する方は、工事などの着手前に必ず事前に相談してください。

## オリンピック聖火リレー ボランティア募集

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とともに延期となっていた、八潮市でのオリンピック聖火リレーが県道草加流山線「八潮八条交差点」付近をスタートし、八条橋を渡り、三郷市をゴールとした約1.3キロメートルのコースで実施されます。

市では、オリンピック聖火リレーの運営にご協力いただけるボランティアスタッフを募集します。

☎企画経営課 ☎227

☎7月7日(水) 午前7時～10時30分（予定）

※6月中旬に事前説明会を予定。

☎コース沿道周辺（八潮市内）

☎平成18年4月1日以前に生まれた方

※申込日において未成年の方は、保護者の同意が必要。

☎観覧者の整理誘導および準備や片付けなど

☎定100人

☎5月31日（必着）までに、ボランティア申込書を窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで企画経営課（☎227、メールアドレスm-kikaku@city.yashio.lg.jp）へ

詳しくは、「東京2020オリンピック聖火リレーボランティア募集要項」（企画経営課または市ホームページで入手）をご覧ください。

## 自主まちづくり活動の支援

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんが自主的・自発的に取り組む活動を支援しており、「自主まちづくり活動団体の登録に関する基準（登録基準）」を満たした団体は、活動団体登録を行ったうえで助成金を交付しています。

☎開発建築課 ☎322

### ■活動団体の登録

活動団体は、以下の登録基準を満たしている必要があります。

代表者：市内在住・在勤の方

構成員：5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方（ご近所まちづくり活動については、3軒以上）

### ■まちづくり活動の種類

①ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化などを進める活動です。
②地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進める活動です。
③テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていく活動です。

### 【助成限度額（助成金の交付対象期間：3年以内）】

①ご近所まちづくり活動 ※予算枠に達し次第締め切ります。

花、苗木などの植栽	1万円(春夏秋冬各2,500円)
門、塀などの改造	10万円(改造費に要した費用の2分の1が上限)

②地域まちづくり活動および③テーマ型まちづくり活動

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動:5万円 テーマ型まちづくり活動:5万円(2年目以降10万円)
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、コンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動:50万円 テーマ型まちづくり活動:1事業につき50万円

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。